

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成31年3月27日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、愛知県立福江高等学校の連携型中学校から田原市立伊良湖岬中学校を除く必要があるからである。

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の内容

平成31年度より、連携型中高一貫教育校である田原市立伊良湖岬中学校が廃止となるため、別表から該当学校を除く。

2 施行期日

平成31年4月1日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和二十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立福江高等学校の項中「田原市立伊良湖岬中学校」を除く。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

(教育課程の編成)

第二条 略

2 別表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）にあつては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

3 略

新

別表（第二条関係）

愛知県立田口高等学校の項 略	愛知県立新城東高等学校作手校舎の項 略	愛知県立福江高等学校	田原市立福江中学校
		連携型高等学校の名称	連携型中学校の名称

旧

別表（第二条関係）

同上	同上	愛知県立福江高等学校	田原市立伊良湖岬中学校 田原市立福江中学校
		連携型高等学校の名称	連携型中学校の名称